

平成 19 年度総会決議に基づく要望

要望日：平成 19 年 8 月 2 日（木）

要望者：理事構成メンバー

要望先：環境省・経済産業省・資源エネルギー庁・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省・財務省・国税庁・総務省・自由民主党・公明党

- 要望事項：1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の円滑な推進
3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進

要望書：下記参照

総会決議に基づく要望書

第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

全国の市区町村は、厳しい財政状況のなか、容器包装リサイクル法等リサイクル関係諸法及び国の定めた循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画などを踏まえ循環型社会の実現に向け、懸命の努力を続けている。

このため、各市区町村は、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の実施に伴う処理費用の増嵩並びに廃棄物処理施設の整備に一時に巨額の資金を必要とすることなどその対応に苦慮している。

一方、こうした努力にもかかわらず、廃棄物の発生量は、依然として多く、循環型社会の実現は道半ばの状況である。廃棄物の発生量を減らしつつ、発生した一般廃棄物を適正に処理することは自治体の基本的責務であるが、循環型社会の実現は、国、自治体の共通の課題である。

市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策については、循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）により実施されており、交付金制度発足から 3 年目に当たる本年度は、バイオガス化施設整備の推進やエネルギー回収能力の増強事業について制度の充実が図られたところである。しかし、廃棄物処理施設整備には多額の費用を要し、各市区町村にとって大きな財政負担となっている。

については市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業等に対し次のような財政措置を講じるよう要望する。

1. 廃棄物処理施設整備事業に対する財政措置の強化拡充について

(1) 施設整備等に対する財政措置の強化拡充について

- 1) 廃棄物処理施設の整備が円滑に推進できるよう、廃棄物処理施設整備事業に対する交付率及び交付限度額を引き上げること。
- 2) 交付金制度における廃棄物処理施設に係る①基幹的施設の改修、②既存焼却施設に設置する加熱脱塩素化設備、③管理棟を含む廃棄物処理施設の建屋、④単独で設置する普及啓発施設、周辺環境整備事業など、を交付対象とすること。

(2) 廃棄物処理施設の建設等に係る起債対象の拡大について

- 1) 交付金制度では施設建設に係る事業実施に必要な調査、計画、測量、環境影響調査等の業務については交付の対象範囲に含まれているが、地方債の運用においてはこれらの支援事業は対象となっていない。

については、この支援事業についても施設建設の付随事業として地方債の対象とすること

- 2) 適正な最終処分場に係る再生事業で循環型社会形成推進交付金の交付対象となる事業については、起債対象とすること

(3) 廃棄物処理の広域化を推進するための措置について

広域的な施設整備に伴い既存施設を廃止することで生じる国庫補助金に係る返還の免除や地方債繰上げ償還の猶予などの特別措置を講じること

2. 休廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

平成 14 年 12 月からのダイオキシン類排出規制の強化に伴い、新基準に適合が困難な焼却施設の多くが休廃止したままとなっており、地域環境への影響が懸念される場所である。また、市町村合併により、複数の廃焼却施設を保有することになり、困難な状況に陥っている団体もある。

現行交付金制度では、廃棄物処理施設の解体工事については「廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合」に限定して交付対象としている。

については、次の事項について特段の支援を行うこと

- (1) 地域の事情から、交付要件に当てはまらない方法で解体せざるを得ない場合がある。新施設建設後に旧施設を解体する場合、解体跡地以外に廃棄物処理施設を建設する場合や解体後に廃棄物処理施設の付帯・関連施設の整備を行う場合などについても交付対象とすること
 - (2) 休廃止した焼却施設の解体は、安全・安心な市民生活の確保や公共用地の有効利用の面から喫緊の課題となっており、ダイオキシン類の適正処理や早急な地域環境の保全等の視点に立った新たな財政支援制度を創設するなどの措置を講じること
3. バイオマス・ニッポン総合戦略など国の施策の推進に係る支援の拡充について
- (1) 改正容器包装リサイクル法に基づき「資金拠出制度」が平成 20 年 4 月に施行されるなど、一定の前進はあるが、資源化処理施設の運営や、エコセメント事業、スラグの生成・有効活用事業などを進める市区町村はその経費負担が大きく、苦慮している。
については、循環型社会形成に向けて積極的に取り組む市区町村に対し、特段の財政措置を講じること
 - (2) 市区町村が実施するバイオマス由来の製品等を利活用する事業に対する支援制度を拡充すること

第 2 . リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

国は、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）をはじめ、廃棄物処理法や個別リサイクル法の制定、改正を行うなど、循環型社会を実現するための基本的枠組みを構築するとともに、廃棄物処理に関する基本方針を改定するなど循環型社会の形成を推進するための仕組みも整備した。

しかしながら、個別のリサイクル法の実施などにおいては廃棄物の発生抑制や減量・リサイクルという循環基本法の趣旨が十分生かされていないことや、事業者と市区町村の役割分担において、市区町村に負担が偏重しすぎるなど多くの課題がある。

については、次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

なお、先月中旬以降中央環境・産業構造両審議会において、家電リサイクル法の見直しに関する実質的な審議が開始されたことから、家電リサイクル法に関する要望については、去る 7 月 10 日に単独で要望したことを申し浴える。

1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成 18 年 6 月 9 日に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の一部を改正する法律案が可決・成立し、6 月 15 日に公布された。その後、改正容器包装リサイクル法は順次施行されているが、施行後 5 年を目途に見直しを行うことになっている。

については、実施状況等を十分踏まえ、拡大生産者責任の考え方に基づく市区町村と事業者の役割分担の見直しをはじめとして、容器包装リサイクル法の諸課題について引き続き要望していく。

（1）容器包装廃棄物の発生抑制・再使用のための施策について

循環基本法の基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を一層推進するため、次の施策を講じること

1) リターナブル容器の普及促進等について

① 容器包装リサイクルシステムが大量の「生産—消費—廃棄—リサイクル」の仕組みにならないようにするためには、リターナブル容器の普及拡大を図り、容器包装廃棄物の発生量そのものを抑制していく必要がある。

については、使い捨て容器からリターナブル容器への切り替えを促進させるため、飲料用容器等の規格化や、リターナブル容器について一定量の生産、流通及び使用を製造、販売業者に義務付けるなど法制度の整備を検討すること

② ガラスびんには多くの色・形状のものがあり、市民が分別排出する際や施設での選別の際に混乱が生じており、リターナブル化やリサイクルを促進する上で障害となっている。

については、ガラスびんの色や形状の規格の統一や色の表示の義務化を検討すること

2) 飲料容器等を店頭回収する制度について

デポジット制度をはじめ事業者による飲料容器等の店頭回収は、容器等の再資源化に有効であるとともに、消費者の意識をごみの持ち帰りや適正排出へと導き、飲料容器等の散乱防止等に効果的である。

については、デポジット制度をはじめとした事業者が店頭で回収するシステムを構築すること

(2) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルを促進する方策について

- 1) その他プラスチック製容器包装は、様々な素材で製造されているため、再商品化にあたっては、リサイクル品の品質向上や残渣の発生など多くの問題が生じている。

については、資源の有効利用を促進するため、原材料の種類制限や、複合素材の使用制限等を求めるなど、事業者の取組を促進すること。

また、消費者、事業者による再生商品の購入・流通等が促進されるような制度について検討すること

- 2) 分別収集を進めるためには市民の協力が不可欠であるが、識別表示が小さくてわかりづらいなどの理由により、分別収集及び再商品化について市民の理解と協力が十分得にくい状況にある。

については、識別表示義務の拡大と表示サイズの見直しを行うこと

- 3) プラスチック製容器包装は、形状や素材が複雑で、判別が困難であり、容器包装以外のプラスチック製品の混入が避けられない。住民の理解と協力を得るためには、容器包装以外のプラスチック製廃棄物を含め、素材別に、一括して収集・リサイクルするほうが合理的である。

については、容器包装以外のプラスチック製廃棄物についてもリサイクルが進められるよう、法制度の見直しを検討すること

(3) プラスチック製容器包装収集袋の取扱いについて

指定収集袋及び市販の収集袋は法律上の容器包装に該当せず、(財)日本容器包装リサイクル協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」においても異物扱いとなっているが、これらのほとんどはプラスチック製容器包装と同一素材であり、また、収集作業には不可欠なものである。

については、プラスチック製容器包装収集袋をプラスチック製容器包装として扱うよう、法制度の見直しを検討すること

(4) 容器包装多量利用事業者の情報公開について

マイバッグ運動など容器包装廃棄物の排出抑制策を推進する上で、容器包装多量利用事業者に対する働きかけが重要となるが、現在、これら事業者の情報

は公開されていない。

については、容器包装多量利用事業者名等の情報を公開すること

(5) レジ袋の削減に係る指導について

小売店で無料配布されているレジ袋は、プラスチック製容器包装全体の中で大きな割合を占めており、レジ袋の安易な配布等を抑制することは、容器包装廃棄物の削減にとって重要である。

については、広域的な「ノー・レジ袋の日」の実施や有料化などレジ袋の削減に有効な手法の導入について関係業界を指導すること

2. パソコンリサイクルの円滑な推進について

平成 13 年 4 月の資源有効利用促進法の施行に伴い、パソコンが「指定再資源化製品」に指定され、家庭系パソコンは、平成 15 年 10 月から事業者による自主回収と再資源化がスタートした。さらに、メーカー等義務者不存在パソコンについても、平成 16 年 7 月から全国の家から回収・再資源化事業が開始されたところである。再資源化費用については、制度実施後に販売されているパソコンは、販売価格に含まれるものの、既製品は、排出時負担となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 家庭系パソコンの回収・再資源化費用の低減化と料金積算根拠の公表について

家庭用パソコンのうち、既製品については、消費者はメーカーが設定した料金を排出時に支払うことになっているが、既製品の再資源化費用は、家電リサイクル法の対象 4 品目と比較するとかなり高い設定となっている。

については、再資源化費用の低減化を図るとともに、料金算出根拠を公表するなど消費者の理解が得られるような措置を講じること

(2) 不法投棄されたパソコンの再商品化費用について

不法投棄されたパソコンを市区町村が回収し、製造業者に引き渡す場合の再資源化費用については、市区町村の負担ではなく、事業者責任により製造業者負担とすること

(3) 他社の製品も一括して申し込める体制の整備について

パソコンのリサイクルにあたっては、製品ごとに製造業者に申し込むことになるため、パソコン本体とモニターの申し込み先が異なるなど手続きが煩雑とな

るので、他社製品も一括して申し込みができる体制を整備すること

3. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進等について

(1) 発生抑制、再使用を促進する施策の推進について

全国の市区町村では分別収集の拡大や消費者のライフスタイルの転換のための普及啓発など循環型社会の実現に向けた様々な施策を行って、廃棄物の減量、資源化に取り組んでいる。

しかし、リサイクル関連諸法の施行により、リサイクルについては、一定の成果はあがっているものの、廃棄物の発生抑制、再利用への取組みは進んでいないのが現状であり、依然として、各市区町村は廃棄物処理について膨大な財政負担を強いられている。

循環基本法の基本原則に基づき、廃棄物の発生抑制や再利用を推進するためには、生産者が、製品等が廃棄物になることを抑制するよう配慮した製品・サービスづくりが必要である。

については、拡大生産者責任の考え方に基づき廃棄物の発生抑制を念頭に置いた製品づくり、販売体制の確立などについて、関係業界を指導すること

(2) ダイレクトメールに係る紙ごみの発生抑制について

消費者の購買意欲を引き出すため、大量のダイレクトメールが発送されており、その多くが未開封のまま紙ごみとして捨てられている。また、一部ではあるが、受取拒否により返送される事例もあると聞いている。

については、受取拒否に伴う発信者への返信料金を設定するなど、無駄なダイレクトメールの削減と紙ごみの発生を抑制する方策を検討すること

(3) 古紙リサイクルの促進について

古紙リサイクルを取り巻く状況は市況に左右されるなど非常に不安定であるので、次のような措置を講じるよう要望する。

1) 古紙のリサイクルは、従来から民間主導で行われており、市場の需給バランスの影響から価格は常に不安定である。こうした中で、古紙利用製品を普及促進するために、古紙利用製品への誘導や、グリーン購入法の適用を民間事業者にも拡大するなど、古紙リサイクルの促進や古紙利用製品の積極的な普及のための施策を講じること

2) 生産者が古紙の引き取りや循環的利用に責任を持つといった拡大生産者責任

の原則を踏まえ、国、自治体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づき、長期的に安定した古紙循環システムを構築すること

第3．適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

平成6年3月、廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスが指定された。その後、廃スプリングマットレスを除く3品については個別リサイクル法の施行などと相俟って事業者による回収・リサイクルシステムが運営されるようになった。しかし、廃スプリングマットレスについては、未だ業界による適正処理システムが確立されていない。

全国都市清掃会議においては、平成15年2月、市区町村における一般廃棄物処理の現状を踏まえ、事業者責任の強化の観点から適正処理困難指定廃棄物に係る制度の見直しを国に要望するとともに、同年5月に実施した市区町村における廃製品の適正処理困難状況調査などを踏まえ、適正処理困難廃棄物対策について国に要望してきた。

この間、平成15年の廃棄物処理法の改正により創設された広域認定制度を活用した廃FRP船や廃消火器に係るリサイクルシステムが稼動し、また廃エアゾール缶の適正処理とリサイクルシステムの構築が進展してきた。

については、市区町村の一般廃棄物処理において課題となっている適正処理困難廃棄物対策について特段の措置を講じるよう要望する。

1．適正処理困難廃棄物に係る法整備について

平成3年の廃棄物処理法の改正において、市区町村における適正な処理が困難な廃棄物について適正処理困難指定廃棄物制度が創設され、危険性、爆発性、有害性、感染性や作業困難性等を有する廃棄物の処理について、指定廃棄物の引取りを含めた適正処理についての協力を事業者を求める道が開かれた。しかし、現在、指定されている4品目以外にも適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されており、市区町村の処理の実情に即していない。また、事業者の法的責任が不明確なため、指定廃棄物である廃スプリングマットレスのように事業者による回収処理システムが未だ構築できていないものもある。

については、適正処理困難廃棄物について、市区町村の処理の実情を踏まえ、指定品目を追加するとともに、その回収・処理を事業者に義務付けるなど法整備を行う

こと

2. 廃スプリングマットレスの適正処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、平成6年3月の適正処理困難廃棄物の指定以来、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の場において随時協議してきたが、未だに関係業界による適正処理・リサイクルのためのシステムが確立できない状況にある。

一方、平成15年12月の廃棄物処理法の改正により、製造事業者等による広域的な処理等のための環境大臣の認定制度が創設されるなど、業界を取り巻く環境も大きく変化している。

については、製造事業者、販売業者等による廃スプリングマットレスの適正処理システムを早急に構築するよう関係者を指導すること

3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、医療器具の著しい技術的進歩に伴い、今まで入院又は通院を余儀なくされていた患者が自ら自宅で治療の一部を行えるようになり、その結果、これらの在宅医療器具が廃棄物として排出されるようになってきている。しかし、各市区町村では注射器等を収集・処理する上で危険性あるいは感染性の観点から適正に処理することが困難となっている。

については、在宅医療廃棄物については新たに適正処理困難物に指定することも含めて検討するとともに、医療関係機関等による回収ルートを早期に確立すること

また、安全性や処理方法に関する識別表示の統一、義務化を図ること

4. 石綿含有家庭用品の適正処理について

平成17年9月、環境省より石綿含有家庭用品を処理する際の留意事項が通知されて以来、市区町村では当面の対応として、石綿含有家庭用品の分別収集及び中間施設での選別等を実施してきたが、その結果、施設等での保管量が増加しその対応に苦慮する所も生じている。

一方、前記通知では、市処理施設で行われた実証試験に基づき、破砕処理施設や焼却施設等で処理する際の留意事項が示され、公害防止対策が充実した市区町村の施設であれば安全に処理できるとされている。

については、石綿含有家庭用品について、国、市区町村、事業者等関係者の責任を明確にし、石綿含有家庭用品を適正に処理する体制を構築すること

5. 家庭から排出される建築廃棄物について

最近、石膏ボード、断熱材やブロック等の建築資材はホームセンター等で容易に入手できるため、住民が自ら自宅を解体修理する機会が増えている。このため、市町村の処理施設では処理できないこれらの建築廃棄物が排出されるため、その対応に苦慮している。

については、製造メーカーやホームセンター等販売者による自主回収や引き取り窓口の設置等の措置を講じるよう指導すること

6. 河川流域除草廃棄物の処理について

河川除草廃棄物の発生量は、河川整備事業の拡充に伴い、増加を続けている。これらの廃棄物は、焼却施設における安定的燃焼が困難になるなど燃焼管理上難度の高いものである。

については、河川の適正管理による河川除草廃棄物の発生抑制と循環利用のための施策を進めるよう各河川管理者を指導すること

第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

各市区町村は、区域内の廃棄物の適正処理に鋭意取り組むとともに、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備について、重要な行政課題として長期的展望に立って取り組んでいるが、個々の市区町村で取り組むには極めて困難な事項も多い。

については、次の事項について格別の措置を講じるよう要望する。

1. 資源物の抜き取り等の対策について

鉄や古紙等の資源物の市況の変化に伴い、住民が資源回収日に出した資源物を収集時間前に業者等が持ち去る「抜き取り行為」が頻発しており、住民から苦情が市区町村に多く寄せられている。このため、条例を制定する市区町村が増えており、資源物の持ち去り行為を条例で禁止し、パトロールを行なうなどの対策を講じているが、個々の自治体単位での対策には限界がある。

については、資源物の持ち去りに対する所要の対策を講じること

2. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税に関する減免措置について

バイオディーゼル燃料（BDF）は、廃食用油をバイオマスエネルギーとして、軽油に代替してディーゼル車両等に使用できるもので、環境対策上優れた特性を有

するものである。

一方、BDFは、BDF100%のものを使用する場合には、車両材質（ゴム、金属）への影響、低温流動性や酸化安定性に難点があるなどの理由から、一般的には自動車燃料として利用する場合、軽油と混合して使用することが現実的とされる。BDFを軽油に混合して使用した場合、使用するBDF全量に軽油引取税が課されることとなる。このことがBDFのコストの上昇を招き、転換利用の促進の妨げとなっていることが指摘されている。

国においては、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を本年3月閣議決定するとともに、関係省庁によるバイオ燃料の導入に関する研究・検討が進められている。さらに、本年1月、BDF混合軽油の規格を追加した改正揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が公布され、3月31日より施行されている。

については、BDF混合軽油の導入を促進するため、この規格に適合するBDF混合軽油を自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講ずること

3. 海岸漂着ごみ対策について

近年、日本海沿岸の市町村では多量の「廃プラ」や「流木」等の海岸漂着ごみの処理に頭を痛めている。については、次のような措置を講じること

- (1) 廃棄物処理法では、土地や建物の清潔保持義務は占有者・管理者にあり、海岸法等で海岸区域の管理者と規定されている都道府県にごみ処理の責任がある。しかし、漂着ごみについては、その処理責任は不明確であり、その処理については、市町村やボランティアが行っているのが現状である。

については、漂着ごみ等の処理責任について、関係者の役割等関係法令の整備を早急に行うこと

- (2) 本年度から、国において補助制度の拡充が行われたが、主として一時に大量に発生する事故・災害等のごみ処理が前提となっており、恒常的に発生し、市町村が対応している漂着ごみについては十分対応していない。

については、新たな補助制度について、補助要件の緩和等の措置を講じるとともに、海岸管理者が自ら対応するために必要な支援策を講じること

- (3) 日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理等について協力要請すること

4. 焼却灰等の広域処理と熔融スラグの有効利用促進について

焼却灰や飛灰を熔融固化し、生成した熔融スラグを有効活用することは、最終処

分場の延命化と天然砂の代替化による環境保全等の観点から各市町村において喫緊の課題である。

については、次の事項について格別の措置を講ずること

- (1) 溶融スラグの有効利用を促進するために、市区町村では自ら発注する公共工事等に率先して使用するなど市場の確保に努めているが、均質なスラグを量的に確保することが重要である。

については、広域的な溶融固化処理施設の整備と一定区域ごとの再生利用センターの確保等が促進されるよう施策を講じること

- (2) 溶融スラグの有効利用の促進を図るため、グリーン購入法による品目指定等に取り組むとともに、国の公共工事にも溶融スラグを率先して活用するような取組みを進めること

- (3) 昨年 8 月、溶融スラグの安全性や物理的性状の基準などを定めた J I S が制定されたが、認証取得のための J I S 認証機関の整備が遅れている。

については、J I S 認証業務の早期実現を図ること

- (4) 溶融スラグの利用促進を図るため、平成 10 年 3 月、厚生省第 508 号通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の促進について」が発せられているが、溶融スラグを生成した当該市町村が発注した公共工事にものみ限定されている。J I S の制定をはじめ、溶融スラグを取り巻く状況は大きく変化しているので、本通知の取扱いを含め、溶融スラグの利用促進に向けた環境整備を行うこと